

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年一月二十二日

広島県人事委員会

委員長 舩 木 孝 和

広島県人事委員会規則第一号

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部改正)

第一条 職員の勤務時間及び休暇等に関する規則(平成七年広島県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
第十一条の四 (略) (出生支援休暇) 第十一条の五 条例第十五条の二第二項の人事委員会規則で定める場合は、出生支援休暇を受けている間に職員が不妊治療を行うことがなくなったことその他の事由により、当該出生支援休暇が取り消された後、新たに不妊治療を行うことになったことにより、一年から既に受けた出生支援休暇の期間を除算した期間の全てについて出生支援休暇を受けようとする場合において、その期間のうち六月未満の端数期間について出生支援休暇を受ける場合とする。	第十一条の四 (略)
2  条例第十五条の二第二項の人事委員会規則で定める期間は、前項に規定する六月未満の端数期間とする。 3  条例第十五条の二第三項の人事委員会規則で定める期間は、一年とする。	第十七条 (略)
第十八条 (出生支援休暇の請求) 第十八条 出生支援休暇の承認を受けようとする職員は、原則として出生支援休暇の承認を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して一月前の日までに任命権者に請求しなければならぬ。 2  第十五条第二項の規定は、前項の請求について準用する。	第十八条 (略)
第十九条 (略)	第十八条 (略)

(職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第二条 職員の給与の支給に関する規則(昭和二十六年広島県人事委員会規則第四号)の

一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与の減額) 第七条 (略) 2・3 (略) 4 給与条例第十九条、給与条例附則第六項、勤務時間等条例第十四条第五項(勤務時間等条例第十四条の二第三項、第十四条の三第五項又は第十五条第三項において準用する場合を含む。)、又は第二項の規定によつて給与を減額した場合においては、減額すべき給与額は、減額すべき事由の生じた計算期間の分を次の計算期間以降の給料、初任給調整手当、地域手当、特殊勤務手当(第二十四条第四項第一号に掲げるものに限る。)、及び特勤手当(給与条例第十四条の三の規定による手当を含む。)(以下この項においてこれらを「給料等」と総称する。))から差し引くものとする。ただし、職員の異動、退職、死亡、休職(教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第十四条の規定による休職(公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律(昭和三十三年法律第十七号)の規定により、教育公務員特例法第十四条の規定の準用を受ける休職を含む。))並びに給与条例第二十一条第一項及び第二項の規定による休職を除く。)、法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可(以下「専従許可」という。)、職員の自己啓発等休業に関する条例(平成二十年広島県条例第一号)第二条の規定による自己啓発等休業(以下「自己啓発等休業」という。)、職員の配偶者同行休業に関する条例(平成二十六年広島県条例第二号)第二条の規定による配偶者同行休業(以下「配偶者同行休業」という。)、育児休業法第二条の規定による育児休業(以下「育児休業」という。)、勤務時間等条例第十四条第三項に規定する第二号介護休暇(以下「第二号介護休暇」という。)、勤務時間等条例第十五条の二第二項に規定する出生支援休暇(以下「出生支援休暇」という。)、教育公務員特例法第二十六条の規定による大学院修学休業(以下「大学院修学休業」という。)、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年広島県条例第三号以下「外国派遣条例」という。)、第二条第一項又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年広島県条例第四十一号。以下「公益的法人派遣条例」という。)、第二条第一項の規定による派遣(以下「派遣」と</p>	<p>(給与の減額) 第七条 (略) 2・3 (略) 4 給与条例第十九条、給与条例附則第六項、勤務時間等条例第十四条第五項(勤務時間等条例第十四条の二第三項、第十四条の三第五項又は第十五条第三項において準用する場合を含む。)、又は第二項の規定によつて給与を減額した場合においては、減額すべき給与額は、減額すべき事由の生じた計算期間の分を次の計算期間以降の給料、初任給調整手当、地域手当、特殊勤務手当(第二十四条第四項第一号に掲げるものに限る。)、及び特勤手当(給与条例第十四条の三の規定による手当を含む。)(以下この項においてこれらを「給料等」と総称する。))から差し引くものとする。ただし、職員の異動、退職、死亡、休職(教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第十四条の規定による休職(公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律(昭和三十三年法律第十七号)の規定により、教育公務員特例法第十四条の規定の準用を受ける休職を含む。))並びに給与条例第二十一条第一項及び第二項の規定による休職を除く。)、法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可(以下「専従許可」という。)、職員の自己啓発等休業に関する条例(平成二十年広島県条例第一号)第二条の規定による自己啓発等休業(以下「自己啓発等休業」という。)、職員の配偶者同行休業に関する条例(平成二十六年広島県条例第二号)第二条の規定による配偶者同行休業(以下「配偶者同行休業」という。)、育児休業法第二条の規定による育児休業(以下「育児休業」という。)、勤務時間等条例第十四条第三項に規定する第二号介護休暇(以下「第二号介護休暇」という。)、教育公務員特例法第二十六条の規定による大学院修学休業(以下「大学院修学休業」という。)、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年広島県条例第三号。以下「外国派遣条例」という。)、第二条第一項又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年広島県条例第四十一号。以下「公益的法人派遣条例」という。)、第二条第一項の規定による派遣(以下「派遣」とい</p>

いう。)、法第二十九条第一項の規定による  
停職(以下「停職」という。)等により、減  
額すべき給与額を給料等から差し引くことが  
できないときは、給与条例の規定に基づくそ  
他の未支給の給与から差し引くものとする。

第十四条 職員が給料の支給日前において休職  
(教育公務員特例法第十四条の規定による休  
職(公立の学校の事務職員の休職の特例に関  
する法律の規定により、教育公務員特例法第  
十四条の規定の準用を受ける休職を含む。))  
並びに給与条例第二十一条第一項及び第二項  
の規定による休職を除く。以下この条におい  
て同じ。)にされ、専従許可を受け、自己啓  
発等休業をし、配偶者同行休業をし、育児休  
業をし、第二号介護休暇を受け、出生支援休  
暇を受け、大学院修学休業をし、派遣され、  
又は停職にされたときは、その月の給料は、  
日割計算によつてその際に支給するものとし  
る。休職中、専従許可の有効期間中、自己啓  
発等休業の期間中、配偶者同行休業の期間中、  
育児休業の期間中、第二号介護休暇の期間中、  
出生支援休暇の期間中、大学院修学休業の期  
間中、派遣の期間中又は停職中の職員が給料  
の支給日後において復職し、職務に復帰し、  
又は休暇の終了したときも同様とする。

#### 二・三 (略)

2 給与条例第二十一条の三第一号に規定する  
人事委員会規則で定める期間は、休暇の期間  
その他勤務しないことにつき特に承認のあつ  
た期間のうち、休職にされ、専従許可を受け、  
自己啓発等休業をし、配偶者同行休業をし、  
育児休業(公益的法人派遣職員については、  
育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行  
う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律  
第七十六号。以下「育児介護休業法」という。  
))第二号第一号に規定する育児休業をいう。  
次項第二号、第四項、第二十六条の十第一項

き給与額を給料等から差し引くことができな  
いときは、給与条例の規定に基づくその他の  
未支給の給与から差し引くものとする。

第十四条 職員が給料の支給日前において休職  
(教育公務員特例法第十四条の規定による休  
職(公立の学校の事務職員の休職の特例に関  
する法律の規定により、教育公務員特例法第  
十四条の規定の準用を受ける休職を含む。))  
並びに給与条例第二十一条第一項及び第二項  
の規定による休職を除く。以下この条におい  
て同じ。)にされ、専従許可を受け、自己啓  
発等休業をし、配偶者同行休業をし、育児休  
業をし、第二号介護休暇を受け、大学院修学  
休業をし、派遣され、又は停職にされたとき  
は、その月の給料は、日割計算によつてその  
際に支給するものとする。休職中、専従許可  
の有効期間中、自己啓発等休業の期間中、配  
偶者同行休業の期間中、育児休業の期間中、  
第二号介護休暇の期間中、大学院修学休業の  
期間中、派遣の期間中又は停職中の職員が給  
料の支給日後において復職し、職務に復帰し、  
又は休暇の終了したときも同様とする。

#### 二・三 (略)

2 給与条例第二十一条の三第一号に規定する  
人事委員会規則で定める期間は、休暇の期間  
その他勤務しないことにつき特に承認のあつ  
た期間のうち、休職にされ、専従許可を受け、  
自己啓発等休業をし、配偶者同行休業をし、  
育児休業(公益的法人派遣職員については、  
育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行  
う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律  
第七十六号。以下「育児介護休業法」という。  
))第二号第一号に規定する育児休業をいう。  
次項第二号、第四項、第二十六条の十第一項

及び第二十七条第八項第二号において同じ。  
(を)し、第二号介護休暇を受け、出生支援休  
暇を受け、大学院修学休業をし、又は停職に  
されていた期間以外の期間及び退職派遣者で  
あつた期間(育児介護休業法第二条第一号に  
規定する育児休業の期間を除く。)とする。

3 (略)

一 (略)  
二 自己啓発等休業をしている職員、配偶者  
同行休業をしている職員、育児休業(次に  
掲げる育児休業を除く。)をしている職員、  
第二号介護休暇を受けている職員、出生支  
援休暇を受けている職員又は大学院修学休  
業をしている職員として在職した期間につ  
いては、その二分の一の期間

イ・ロ (略)

三―五 (略)

4 期末手当基準日の前日から前年の十二月二  
日又はその年の三月二日若しくは六月二日ま  
での間において給与条例第二十一条第三項に  
規定する休職の期間があつた職員で、前項の  
規定により算出された在職期間が一箇月十五  
日未満(期末手当基準日が十二月一日である  
ときは、三箇月未満)となるものの当該在職  
期間は、一箇月十五日(期末手当基準日が十  
二月一日であるときは、三箇月)とする。た  
だし、期末手当基準日の前日から前年の十二  
月二日又はその年の三月二日若しくは六月二  
日までの間において、給与条例第二十一条第  
三項に規定する休職にされていた期間のほか  
に専従許可を受け、自己啓発等休業をし、配  
偶者同行休業をし、育児休業をし、第二号介  
護休暇を受け、出生支援休暇を受け、大学院  
修学休業をし、停職にされ、若しくは刑事事  
件に関し休職にされていた期間があつた職員  
又は採用日以降の期間が一箇月十五日未満(期  
末手当基準日が十二月一日であるときは、  
三箇月未満)である職員にあつては、この限  
りでない。

5―7 (略)

第二十六条の二 (略)

一・二 (略)  
三 期末手当基準日前一箇月以内に退職し、  
又は死亡した職員でその退職し、又は死亡  
した時が休職中、専従許可の有効期間中、  
自己啓発等休業中、配偶者同行休業中、第  
二号介護休暇中、出生支援休暇中、大学院  
修学休業中、無給派遣中又は停職中であつ  
たもの及び育児休業をしている職員のうち  
給与条例第二十一条の三第一号に規定する  
職員以外の職員であつたもの

2 (略)

第二十六条の十 給与条例第二十一条第六項に

及び第二十七条第八項第二号において同じ。  
(を)し、第二号介護休暇を受け、大学院修学  
休業をし、又は停職にされていた期間以外の  
期間及び退職派遣者であつた期間(育児介護  
休業法第二条第一号に規定する育児休業の期  
間を除く。)とする。

3 (略)

一 (略)  
二 自己啓発等休業をしている職員、配偶者  
同行休業をしている職員、育児休業(次に  
掲げる育児休業を除く。)をしている職員、  
第二号介護休暇を受けている職員又は大学  
院修学休業をしている職員として在職した  
期間については、その二分の一の期間

イ・ロ (略)

三―五 (略)

4 期末手当基準日の前日から前年の十二月二  
日又はその年の三月二日若しくは六月二日ま  
での間において給与条例第二十一条第三項に  
規定する休職の期間があつた職員で、前項の  
規定により算出された在職期間が一箇月十五  
日未満(期末手当基準日が十二月一日である  
ときは、三箇月未満)となるものの当該在職  
期間は、一箇月十五日(期末手当基準日が十  
二月一日であるときは、三箇月)とする。た  
だし、期末手当基準日の前日から前年の十二  
月二日又はその年の三月二日若しくは六月二  
日までの間において、給与条例第二十一条第  
三項に規定する休職にされていた期間のほか  
に専従許可を受け、自己啓発等休業をし、配  
偶者同行休業をし、育児休業をし、第二号介  
護休暇を受け、大学院修学休業をし、停職に  
され、若しくは刑事事件に関し休職にされて  
いた期間があつた職員又は採用日以降の期間  
が一箇月十五日未満(期末手当基準日が十二  
月一日であるときは、三箇月未満)である職  
員にあつては、この限りでない。

5―7 (略)

第二十六条の二 (略)

一・二 (略)  
三 期末手当基準日前一箇月以内に退職し、  
又は死亡した職員でその退職し、又は死亡  
した時が休職中、専従許可の有効期間中、  
自己啓発等休業中、配偶者同行休業中、第  
二号介護休暇中、大学院修学休業中、無給  
派遣中又は停職中であつたもの及び育児休  
業をしている職員のうち給与条例第二十一  
条の三第一号に規定する職員以外の職員で  
あつたもの

2 (略)

第二十六条の十 給与条例第二十一条第六項に

規定する「人事委員会規則で定める者」は、  
期末手当基準日以前三箇月以内（期末手当基準日  
が十二月一日であるときは、六箇月以内）  
において、同条第三項に規定する休職にさ  
れていた期間のほかに専従許可を受け、自己  
啓発等休業をし、配偶者同行休業をし、育児  
休業をし、第二号介護休暇を受け、出生支援  
休暇を受け、大学院修学休業をし、停職にさ  
れ、若しくは刑事事件に関し休職にされてい  
た期間があつた職員又は採用日以降の期間が  
一箇月十五日未満（期末手当基準日が十二月  
一日であるときは、三箇月未満）である職員  
とする。

2 (略)

2 (勤勉手当)  
第二十七条 (略)

一 現に休職にされ、専従許可を受け、自己  
啓発等休業をし、配偶者同行休業をし、第  
二号介護休暇を受け、出生支援休暇を受け、  
大学院修学休業をし、派遣され、又は停職  
にされている職員

二・三 (略)

2-7 (略)

8 (略)

一 (略)  
二 自己啓発等休業をしている職員、配偶者  
同行休業をしている職員、育児休業（第二  
十六条第三項第二号イ及びロに掲げる育児  
休業を除く。）をしている職員、第二号介  
護休暇を受けている職員、出生支援休暇を  
受けている職員又は大学院修学休業をして  
いる職員として在職した期間

三-十 (略)

9・10 (略)

第二十七条の二 給与条例第十八条の四第一項  
後段に規定する「人事委員会規則で定める職  
員」及び給与条例第二十一条第七項ただし書  
の規定により勤勉手当を支給されない職員は、  
その退職し、又は死亡した時が休職中、専従  
許可の有効期間中、自己啓発等休業中、配偶  
者同行休業中、第二号介護休暇中、出生支援  
休暇中、大学院修学休業中、派遣中又は停職  
中であつたもの及び育児休業をしている職員  
のうち給与条例第二十一条の三第二号に規定  
する職員以外の職員であつたもの並びに第二  
十六条の二第二項第一号又は第二号のいづれ  
かに該当する職員とする。

2・3 (略)

規定する「人事委員会規則で定める者」は、  
期末手当基準日以前三箇月以内（期末手当基準  
日が十二月一日であるときは、六箇月以内）  
において、同条第三項に規定する休職にさ  
れていた期間のほかに専従許可を受け、自己  
啓発等休業をし、配偶者同行休業をし、育児  
休業をし、第二号介護休暇を受け、大学院修  
学休業をし、停職にされ、若しくは刑事事件  
に関し休職にされていた期間があつた職員又  
は採用日以降の期間が一箇月十五日未満（期  
末手当基準日が十二月一日であるときは、三  
箇月未満）である職員とする。

2 (略)

2 (勤勉手当)  
第二十七条 (略)

一 現に休職にされ、専従許可を受け、自己  
啓発等休業をし、配偶者同行休業をし、第  
二号介護休暇を受け、大学院修学休業をし、  
派遣され、又は停職にされている職員

二・三 (略)

2-7 (略)

8 (略)

一 (略)  
二 自己啓発等休業をしている職員、配偶者  
同行休業をしている職員、育児休業（第二  
十六条第三項第二号イ及びロに掲げる育児  
休業を除く。）をしている職員、第二号介  
護休暇を受けている職員又は大学院修学休  
業をしている職員として在職した期間

三-十 (略)

9・10 (略)

第二十七条の二 給与条例第十八条の四第一項  
後段に規定する「人事委員会規則で定める職  
員」及び給与条例第二十一条第七項ただし書  
の規定により勤勉手当を支給されない職員は、  
その退職し、又は死亡した時が休職中、専従  
許可の有効期間中、自己啓発等休業中、配偶  
者同行休業中、第二号介護休暇中、大学院修  
学休業中、派遣中又は停職中であつたもの及  
び育児休業をしている職員のうち給与条例第  
二十一条の三第二号に規定する職員以外の職  
員であつたもの並びに第二十六条の二第二項  
第一号又は第二号のいづれかに該当する職員  
とする。

2・3 (略)

(職員の退職手当の支給に関する規則の一部改正)

第三条 職員の退職手当の支給に関する規則（昭和二十九年広島県人事委員会規則第五号

）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(退職手当の調整額の算定対象から除外する          休職月等)          第二条の八 (略)</p> <p>一 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十五条の二第一項ただし書若しくは地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十九号)第六条第一項ただし書に規定する事由若しくはこれらに準じる事由により現実に職務に従事することを要しない期間、職員が自己啓発等休業に関する条例(平成二十年広島県条例第一号)第二条の規定による自己啓発等休業の承認により現実に職務に従事することを要しない期間(自己啓発等休業の期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと認められることその他の人事委員会が定める要件に該当する場合を除く。)、職員の配偶者同行休業に関する条例(平成二十六年広島県条例第二号)第二条の規定による配偶者同行休業の承認により現実に職務に従事することを要しない期間又は職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(平成七年広島県条例第五号。以下「勤務時間等条例」という。)第十六条の規定による第二号介護休暇(勤務時間等条例第十四条第三項に規定する第二号介護休暇をいう。)<u>若しくは出生支援休暇(勤務時間等条例第十五条の二第一項に規定する出生支援休暇をいう。)</u>の承認により現実に職務に従事することを要しない期間のあつた休職月等(次号及び第三号に規定する現実に職務に従事することを要しない期間のあつた休職月等を除く。)          当該休職月等</p> <p>二・三 (略)</p>	<p>(退職手当の調整額の算定対象から除外する          休職月等)          第二条の八 (略)</p> <p>一 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十五条の二第一項ただし書若しくは地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十九号)第六条第一項ただし書に規定する事由若しくはこれらに準じる事由により現実に職務に従事することを要しない期間、職員が自己啓発等休業に関する条例(平成二十年広島県条例第一号)第二条の規定による自己啓発等休業の承認により現実に職務に従事することを要しない期間(自己啓発等休業の期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと認められることその他の人事委員会が定める要件に該当する場合を除く。)、職員の配偶者同行休業に関する条例(平成二十六年広島県条例第二号)第二条の規定による配偶者同行休業の承認により現実に職務に従事することを要しない期間又は職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(平成七年広島県条例第五号。以下「勤務時間等条例」という。)第十六条の規定による第二号介護休暇(勤務時間等条例第十四条第三項に規定する第二号介護休暇をいう。)<u>の承認により現実に職務に従事することを要しない期間のあつた休職月等(次号及び第三号に規定する現実に職務に従事することを要しない期間のあつた休職月等を除く。)</u>          当該休職月等</p> <p>二・三 (略)</p>

(初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第四条 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年広島県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前

別表第二十四（第三十五条関係）  
休職期間等調整換算表

事由	（略）	引き続き勤務しなかつた期間の換算率
備考（略）	職員給与条例第二十一条第二項又は第三項の規定に該当する休職、勤務時間等条例第十四条第三項に規定する第二号介護休暇、勤務時間等条例第十五条の二第一項に規定する出生支援休暇、勤務時間等規則第十条第一項の表第八号に規定する負傷又は疾病（公務又は通勤によらない負傷又は疾病に限る。）による休職、自己啓発等休業（前項に掲げるものを除く。）及び配偶者同行休業	（略）

別表第二十四（第三十五条関係）  
休職期間等調整換算表

事由	（略）	引き続き勤務しなかつた期間の換算率
備考（略）	職員給与条例第二十一条第二項又は第三項の規定に該当する休職、勤務時間等条例第十四条第三項に規定する第二号介護休暇、勤務時間等規則第十条第一項の表第八号に規定する負傷又は疾病（公務又は通勤によらない負傷又は疾病に限る。）による休職、自己啓発等休業（前項に掲げるものを除く。）及び配偶者同行休業	（略）

（職員の通勤手当に関する規則の一部改正）

第五条 職員の通勤手当に関する規則（昭和三十三年広島県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（返納の事由及び額等） 第十条の二（略） 一・二（略） 三 月の中途において休職（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十八条第二項の規定による休職をいう。以下同じ。）にされ、専従許可（法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可をいう。以下同じ。）を受け、自己啓発等休業（職員の自己啓発等休業に関する条例（平成二十年広島県条例第一号）第二条の規定による自己啓発等休業をいう。以下同じ。）をし、配偶者同行休業（職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年広島県条例第二号）第二条の規定による配偶者同行休業をいう。以下同じ。）をし、育児休業（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条の規定による育児休業をいう。以下同じ。）をし、第二号介護休暇（職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成</p>	<p>（返納の事由及び額等） 第十条の二（略） 一・二（略） 三 月の中途において休職（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十八条第二項の規定による休職をいう。以下同じ。）にされ、専従許可（法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可をいう。以下同じ。）を受け、自己啓発等休業（職員の自己啓発等休業に関する条例（平成二十年広島県条例第一号）第二条の規定による自己啓発等休業をいう。以下同じ。）をし、配偶者同行休業（職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年広島県条例第二号）第二条の規定による配偶者同行休業をいう。以下同じ。）をし、育児休業（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条の規定による育児休業をいう。以下同じ。）をし、第二号介護休暇（職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成</p>

七年広島県条例第五号)第十四条第三項に規定する第二号介護休暇をいう。以下同じ。)を受け、出生支援休暇(同条例第十五条の二第一項に規定する出生支援休暇をいう。以下同じ。)を受け、大学院修学休業(教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十六条の規定による大学院修学休業をいう。以下同じ。)をし、派遣(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年広島県条例第三号)第二条第一項又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年広島県条例第四十一号)第二条第一項の規定による派遣をいう。以下同じ。)され、又は停職(法第二十九条第一項の規定による停職をいう。以下同じ。)にされた場合(これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、職務に復帰し、又は休暇が終了することとなる場合を除く。)

2・3 (略)

第十條の四 (略)  
2 月の中途において休職にされ、専従許可を受け、自己啓発等休業をし、配偶者同行休業をし、育児休業をし、第二号介護休暇を受け、出生支援休暇を受け、大学院修学休業をし、派遣され、又は停職にされた場合(これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、職務に復帰し、又は休暇が終了することとなる場合及び次項に規定する場合に該当しているときを除く。)には、支給単位期間は、その後復職し、職務に復帰し、又は休暇の終了した日の属する月の翌月(その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月)から開始する。

七年広島県条例第五号)第十四条第三項に規定する第二号介護休暇をいう。以下同じ。)を受け、大学院修学休業(教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十六条の規定による大学院修学休業をいう。以下同じ。)をし、派遣(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年広島県条例第三号)第二条第一項又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年広島県条例第四十一号)第二条第一項の規定による派遣をいう。以下同じ。)され、又は停職(法第二十九条第一項の規定による停職をいう。以下同じ。)にされた場合(これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、職務に復帰し、又は休暇が終了することとなる場合を除く。)

2・3 (略)

第十條の四 (略)  
2 月の中途において休職にされ、専従許可を受け、自己啓発等休業をし、配偶者同行休業をし、育児休業をし、第二号介護休暇を受け、大学院修学休業をし、派遣され、又は停職にされた場合(これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、職務に復帰し、又は休暇が終了することとなる場合及び次項に規定する場合に該当しているときを除く。)には、支給単位期間は、その後復職し、職務に復帰し、又は休暇の終了した日の属する月の翌月(その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月)から開始する。

3 (略)

## 附 則

### (施行期日)

1 この人事委員会規則は、令和六年四月一日から施行する。

### (経過措置)

2 この人事委員会規則の施行の日から令和六年四月三十日までの期間内の日から出生支援休暇の承認を受けようとする職員における改正後の職員の勤務時間及び休暇等に関する規則第十八条第一項の適用については、同項中「から起算して一月前の日までに」とあるのは、「までの間において、できるだけ速やかに」とする。